

井の頭恩賜公園マネジメントプラン

井の頭恩賜公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	55-3
I 井の頭恩賜公園の基本的事項	55-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 井の頭恩賜公園の開園概要	55-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 井の頭恩賜公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	55-8
2 取組方針	55-10
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	55-19
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
井の頭恩賜公園の現況写真	
占用基準を緩和する区域図	
<資料編>	55-25
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 井の頭恩賜公園に関する資料	



はじめに

「井の頭恩賜公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 井の頭恩賜公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

都立井の頭恩賜公園は、2つの都市計画公園と1つの都市計画緑地の一部を合わせて1つの都市公園として開園している。

①井の頭公園

- ・名称 東京都市計画公園第73号井の頭公園
- ・位置 三鷹市井の頭地内
武蔵野市御殿山一丁目及び吉祥寺南町一丁目各地内
- ・面積 40.13ha
- ・種別 特殊公園（風致以外）
- ・決定告示 （当初）昭和32年12月21日 建設省告示第1689号

②井の頭第二公園

- ・名称 三鷹都市計画公園第3・3・1号井の頭第2公園
- ・位置 三鷹市井の頭五丁目地内
- ・面積 1.60ha
- ・種別 近隣公園
- ・決定告示 （当初）昭和54年1月24日 三鷹市告示第59号 1.60ha

③玉川上水緑地（三鷹）

- ・名称 三鷹都市計画緑地第3号玉川上水緑地
- ・位置 三鷹市井の頭一・二・五丁目及び牟礼一・二・三・四丁目各地内
- ・面積 9.5ha
- ・種別 緑地
- ・決定告示 （当初）昭和32年12月21日 建設省告示第1689号
（最終）平成5年4月6日 東京都告示第463号

(2) 井の頭恩賜公園の基本的な性格・役割

本園は、都心から約20km、北多摩南部地域に位置する都市計画公園・緑地であり、大正2年に宮内省から東京市に皇室御料地を下賜され、日本最初の郊外公園として決定されたものである。計画区域には、公園の中央には武蔵野三大湧水池のひとつであった井の頭池（ほかに善福寺池、三宝寺池）があり、神田川の源流となっている。また、大正14年5月には、「井の頭池（神田上水水源池）」が都指定旧跡に、昭和54年3月には「井の頭池遺跡群」が都指定史跡となっており、隣接する玉川上水緑地、神田川緑地などと連携し水と緑のネットワークを形成し、東京を代表する「水と緑の拠点」としても大きな役割を担っている。

本公園は、神田上水の源である井の頭池とその周辺、雑木林と自然文化園のある御殿山、運動施設のある西園と、西園の南東にある第二公園の4区域に分かれており、井の頭池周辺は低地、御殿山・西園・第二公園周辺は高台になっており、変化に富んだ景観が楽しめる。井の頭池畔には約250本の桜があり、お花見で多くの人で賑わうほか、散策やジョギングなどの利用もある。御殿山周辺は井の頭自然文化園があり、西園には、テニスコートや陸上競技場、新設された野球場のほか、市立三鷹の森ジブリ美術館があり文化とスポーツエリアを形成している。第二公園は、武蔵野の樹林の中で楽しむことができる。また、平成13年には、東京都景観条例で「特に景観上重要

な都選定歴史的建造物等」に、平成 20 年には、景観法により景観重要公共施設（景観重要都市公園）に指定されている。

なお、武蔵野市及び三鷹市の地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

（3）整備計画

井の頭恩賜公園の再生計画（平成 5 年）

基本方針

- ①武蔵野の自然の回復
- ②景観及び一体性の確保
- ③新しいニーズに対応した施設の整備

井の頭恩賜公園（西園区域）の整備計画（平成 22 年）

「健康と文化を育む、スポーツ・交流空間の森」を基本理念として、景観計画で位置づけた武蔵野の風景を保全し、全体をつながりのある森のイメージとするとともに、需要の高いスポーツ・レクリエーション施設や、文化芸術活動を通じた交流の場を創出する。また、歩道と一体となった快適な園路や災害時に避難所としての機能を発揮する緑豊かな広場空間を整備する。

2 過去の取組の成果等

「井の頭恩賜公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去 7 年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○東京の歴史や文化を伝える都立公園

平成 29 年度には、井の頭恩賜公園開園 100 周年記念式典を実施した。

○東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて準備する公園

施設改修等により、アクセスの利便性向上、施設の快適性向上に取り組んだ。

○都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

井の頭池において、外来魚の駆除と水質改善を目的とした「かいぼり」や、井の頭アートマーケットなどのイベントが多く都民との協働により実施された。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

防災用照明や非常用発電設備、デジタルサイネージなど、避難場所としての防災施設の整備を行った。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

神田川の水源地である井の頭池および周辺樹林の保全管理を行った。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

池畔林であるハンノキ林の保全管理や、かいぼりの実施により、井の頭池の自然再生を行った。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

イベント開催実績なし

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・武蔵野市地域防災計画（平成 27 年修正）（平成 27 年 10 月）
- ・三鷹市地域防災計画（令和 3 改定）

Ⅱ 井の頭恩賜公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立井の頭恩賜公園（いのかしらおんしこうえん）
開園日	大正6年5月1日
開園面積	428,389.99 m ² （令和4年9月1日現在）
公園種別	特殊公園（動植物園）
	近隣公園
	緑道
所在地	武蔵野市御殿山一丁目、吉祥寺南町一丁目、 三鷹市井の頭三・四・五丁目、下連雀一丁目、牟礼四丁目
アクセス	J R中央線・京王井の頭線「吉祥寺」、京王井の頭線「井の頭公園」

(2) 主な公園施設

井の頭池、野外ステージ、貸ボート場、梅園、競技場、テニスコート、野球場、井の頭自然文化園、三鷹の森ジブリ美術館（三鷹市運営）

2 利用状況等

(1) 利用概況

音楽活動や大道芸人、テニスコート利用などで、平日休日問わず賑わっている。また写真や映像のロケーションとしての利用も多い。しかし、騒音による苦情があることから、野外ステージの積極的な利用が難しいという一面もある。

井の頭池近くの休憩所は、J R吉祥寺駅からの歩行者動線上にあり、多くの利用がある。ベンチでの休憩のほか、待ち合わせ、大道芸人等、それぞれが思い思いのスタイルで利用している。

(2) 年間利用者数（令和3年度推計値）

6,411（千人）

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

4団体・109名が、自然観察会や水質保全活動などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「井の頭公園アートマーケット」、「ちょこっとウォッチング」などが行われた。

Ⅲ 井の頭恩賜公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：東京の歴史や文化を伝える都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

大正2年に宮内省から東京市に皇室御料地を下賜され、日本最初の郊外公園として決定され、大正6年に開園した公園として次世代に継承していくため、適切に整備や維持管理等を行っていく。

また、より多くの方々に本公園の歴史的・文化的価値や魅力を伝えるため、デジタル技術の活用などを通して情報や魅力の発信を強化する。

◎主な取組確認項目：歴史的公園の情報・魅力発信

■目標2：東京2020大会をレガシーとして継承する都立公園

【プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト】

障がい者や高齢者等の社会的障壁の除去を推進するために東京2020大会に向けてユニバーサルデザイン化した施設について、適切な維持管理を行っていく。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組、大会レガシーとしての取組

■目標3：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、市の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・武蔵野市及び三鷹市地域防災計画による指定
広域避難場所

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標4：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

適正な樹木剪定や植生管理等とともに、日常的な施設清掃や巡回、マナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：植栽管理の取組、施設管理の取組

■目標5：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は神田川の源流であるほか、玉川上水とも接しており、それらと水と緑の繋がりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標6：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標7：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

■目標8：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標9：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、園内の自然環境や生物多様性等について協議する場などを活用し、公園ボランティアやNPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

さらに、都立公園の魅力をさらに高め、東京の活性化に寄与するため、占用基準を緩和した区域でのイベント開催を進めていく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組、占用基準を緩和したイベントの実績

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・草地広場のあるゾーン（西園）
草地広場のひろがりを維持し、多様なレクリエーション利用に対応していく。
- ・野外ステージのあるゾーン
緑豊かな環境の中でイベントを楽しめる場として対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・遊びの広場のあるゾーン
子供たちの安全で快適な利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・武蔵野の雑木林ゾーン
雑木の樹林地を維持・保全するとともに、四季折々彩ある姿を見せる樹林地内を散策し、自然とのふれあいを楽しめる場として対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・多様な運動施設のあるゾーン
テニスコート（6面）、野球場、陸上競技場があり、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。

H：展示・学習ゾーン

- ・「三鷹の森ジブリ美術館」を中心としたゾーン
運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、美術館と公園樹林地が美しく一体的な景観を呈するよう、連結部など施設利用と調和した管理を行う。
- ・「井の頭自然文化園」を中心としたゾーン
運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、利用者が安全で快適に利用できるよう、連結部など施設利用と調和した管理を行う。なお、管理については、「第2次都立動物園マスタープラン」（令和2年11月）に基づき対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・小鳥の森のあるゾーン

野鳥などの生息環境を維持するとともに、散策や休憩などの利用に対応していく。

- ・井の頭池のあるゾーン

かいぼりの実施により再生された池の自然環境や、池畔林であるハンノキ林の保全管理を行う。

L：水辺・親水ゾーン

- ・井の頭池のあるゾーン

池の周囲での散策や休憩、ボート遊びなど、安全で快適な利用に対応していく。

M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

N：管理ヤードゾーン

- ・管理ヤードのあるゾーン

利用者へのサービス提供の拠点として対応していくとともに、植栽管理に伴うチップ化作業やゴミ集積所など管理作業が良好に行え、利用者と競合が起これないようにするため、近接や動線に配慮する。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部

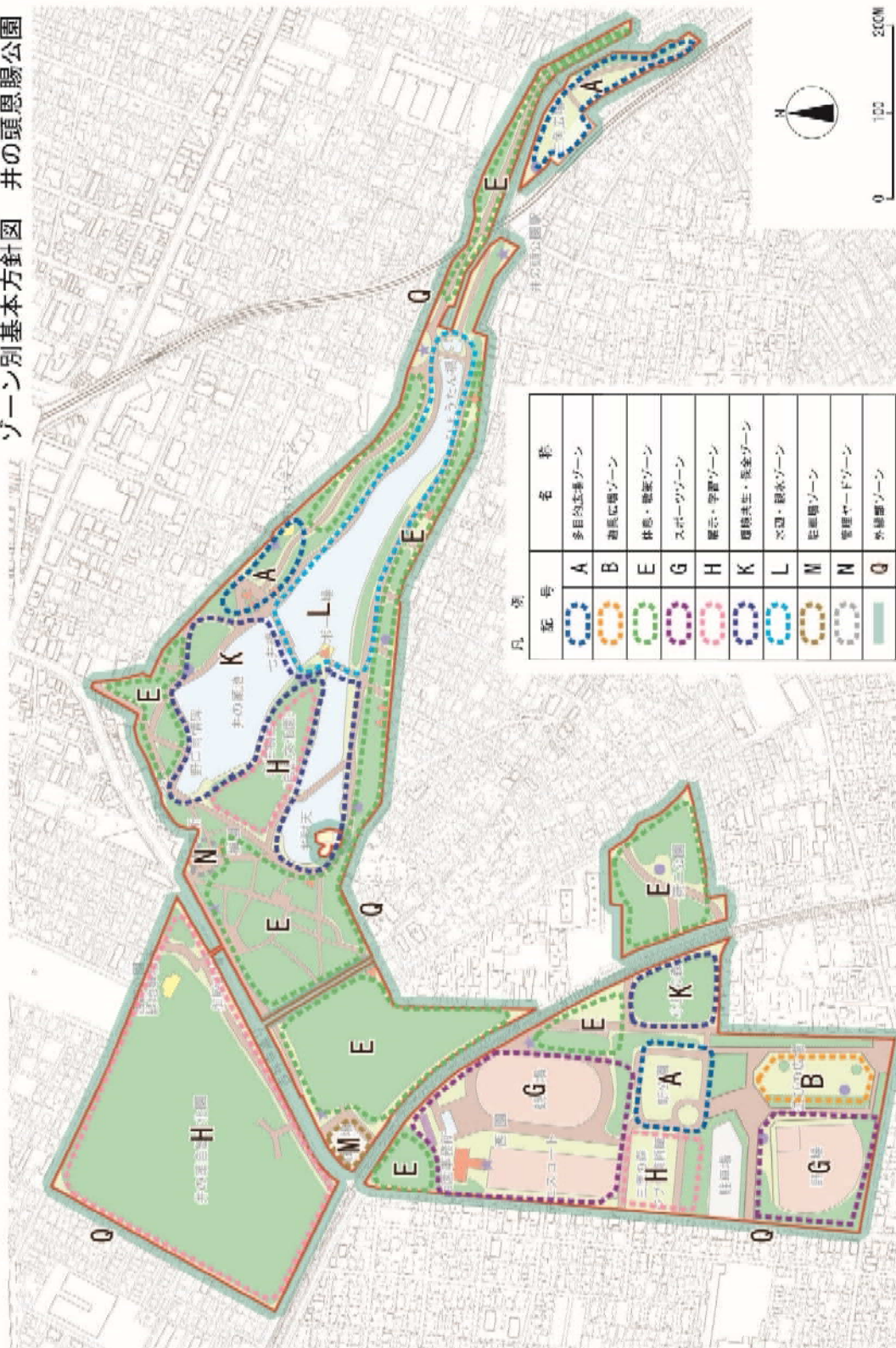
本公園の外縁部で、玉川上水と接する区間は、一体感を創出するとともに転落防止等に対応していく。また、吉祥寺通りなどの幹線道路に面する箇所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 井の頭恩賜公園



この図面は、東京都緑地の法に基づき、東京都緑地(3000)の指定図を基として作成したものである。当該図面は、2016年現在のものである。

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病虫害被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

① 100年以上の歴史を踏まえた維持管理

100年以上の歴史がある日本で初めての郊外公園として、池の景観や樹齢の高くなった樹木など、その歴史的な価値を評価し、保護及び保全すべき事柄を明らかにし、後世に継承するための維持管理を行う。

② 多様な環境の創出

井の頭池や玉川上水などの水環境、ハンノキ林、小鳥の森などをふまえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

③ 井の頭池の維持管理

水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえて、水質改善対策や在来種保全対策等の実施を含めた適切な管理に取り組んでいく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①スポーツ等による健康づくり

テニスコートや野球場などを活用した、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することなどにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会の開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

②民間活力導入・パートナーシップの推進

東京を代表する公園としての知名度の高さを活かし、占用基準を緩和した区域における民間の活力・ノウハウ・資金を導入したイベントの受け入れなど、民間活力の導入を図っていく。また、井の頭恩賜公園開園 100 周年事業で実践した、企業や周辺施設との連携等により、魅力的なイベントの実施や美しい花壇づくりをはじめ、地域の魅力づくりや活性化、利用者の利便性の向上等を図っていく。

③公園の個性を活かした体験や学び場の提供

井の頭池の自然環境などの資源を活かした自然観察会やガイドウォーク、学校との環境教育と連携したプログラムを実施するなどにより、子供から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができる場づくりに取り組む。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①歴史的公園の再整備

井の頭恩賜公園の歴史的な価値を評価し、保護及び保全すべき事柄を明らかにし、歴史的な価値を保全しながら歴史的な公園の再生を図るための方針を定め、計画的に整備を行う。

②多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：該当なし

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：3,600㎡

三鷹市井の頭三丁目

注) : 「事業促進区域」 : 既に事業認可を取得済の区域 (用地未取得地含む)

「新規事業化区域」 : 新たに事業認可を取得する区域 (既に認可取得済の区域あり)

IV 図面・写真

現況平面図 井の頭恩賜公園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

井の頭恩賜公園



©東京都

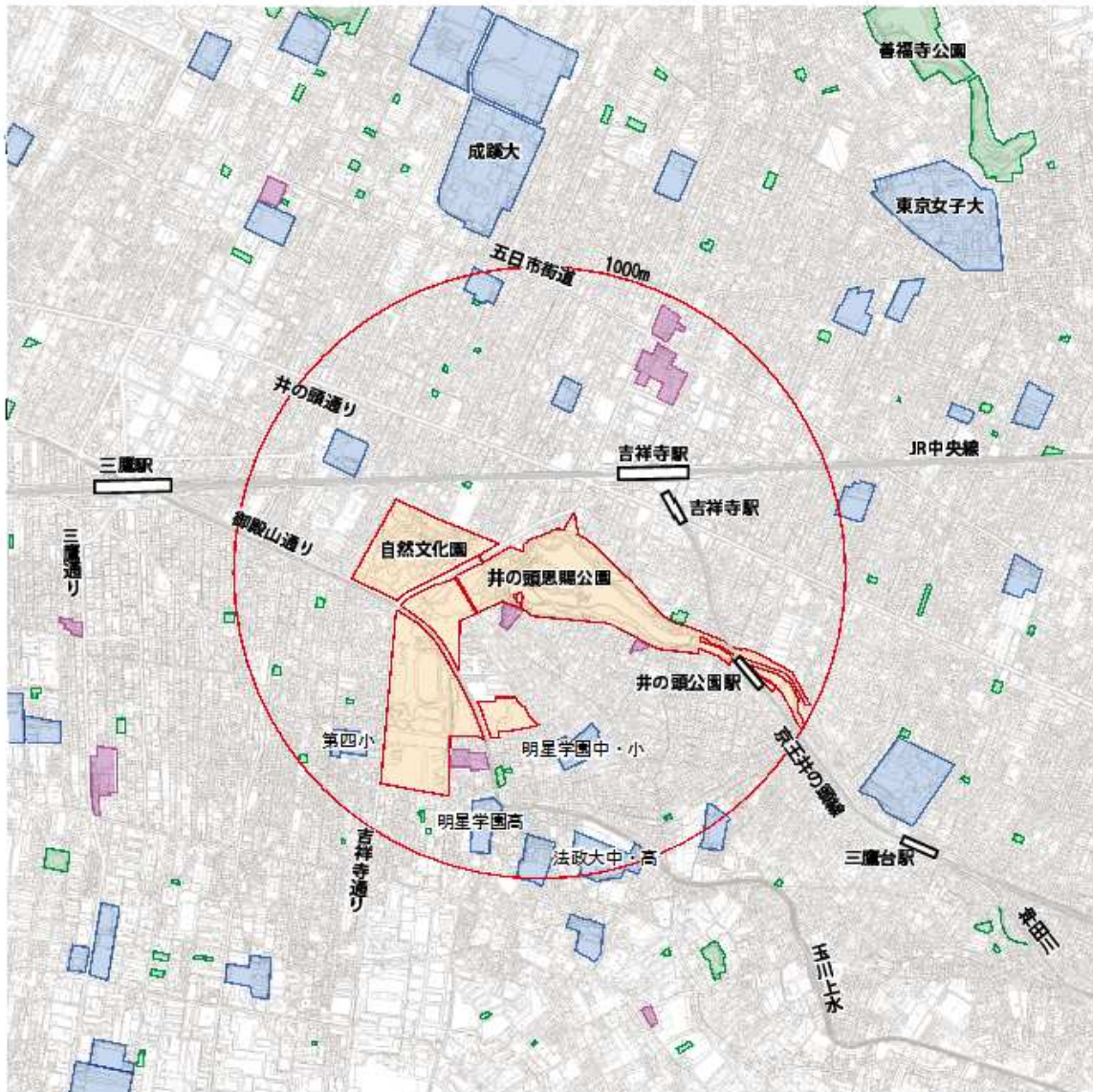


H29 撮影

- : 公園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

井の頭恩賜公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000m



井の頭恩賜公園の現況写真【令和4年6月撮影】

①井の頭自然文化園



⑤競技場



②御殿山の雑木林



⑥三鷹の森ジブリ美術館



③御殿山園路



⑦文化交流広場



④テニスコート



⑧野球場



⑨遊びの広場



⑩小鳥の森 (バードサンクチュアリ)



⑪第二公園



⑫弁財天



⑬弁天橋



⑭井の頭池



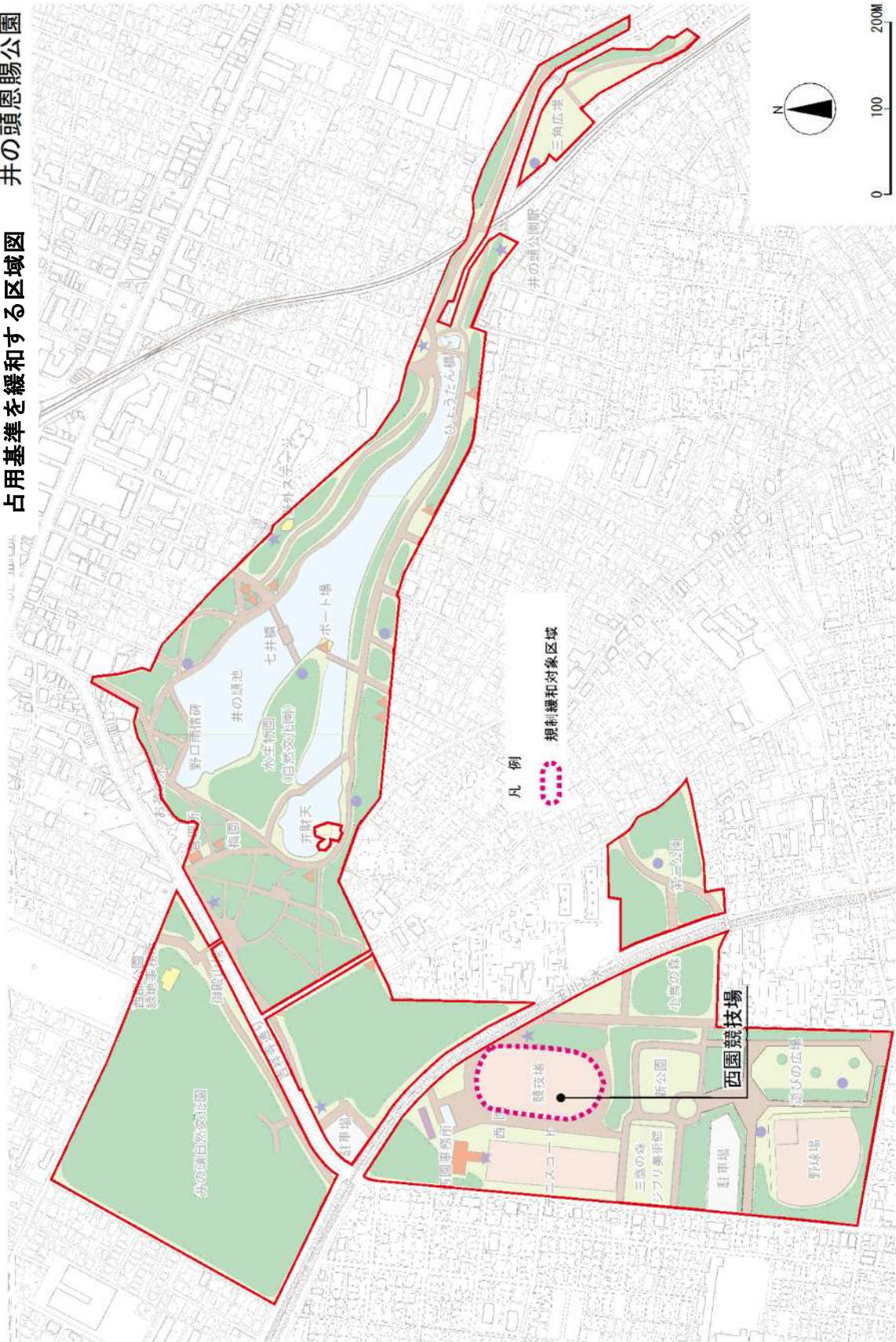
⑮井の頭池のサクラ



⑯神田川起点



井の頭恩賜公園 井の頭恩賜公園
 占用基準を緩和する区域図



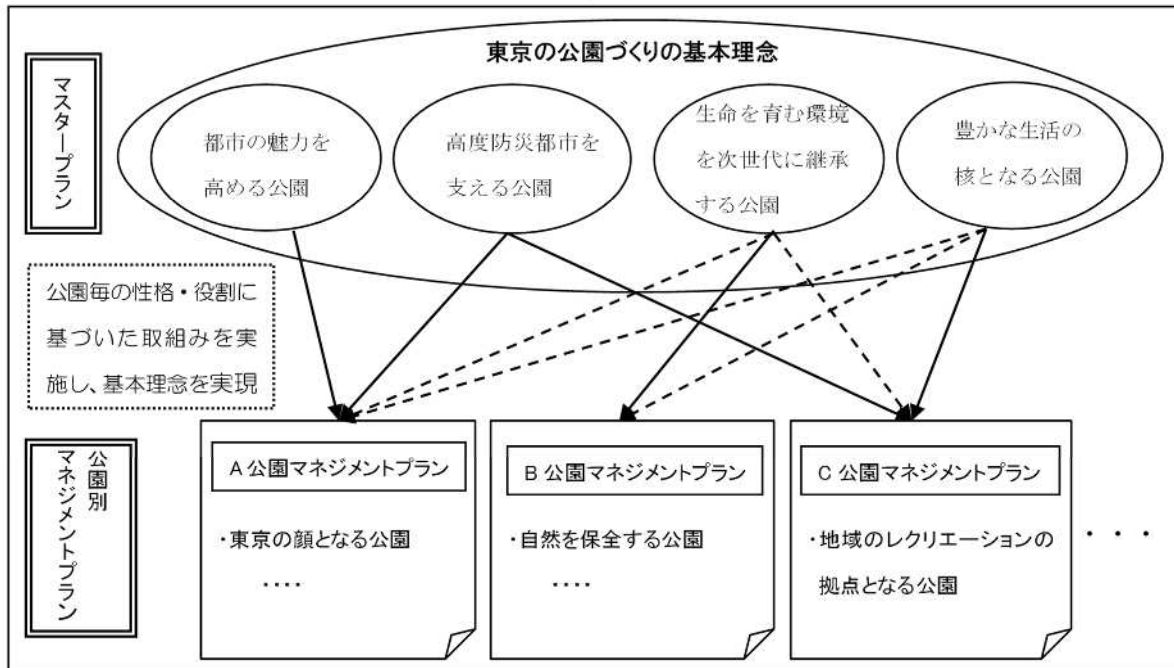
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総局1/2500の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 28都基交第350号

<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、井の頭恩賜公園が担うことになるプログラムには◎を、井の頭恩賜公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 井の頭恩賜公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市の魅力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	◎
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピックをレガシーとした公園の整備	◎
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	◎
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	◎
	(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○	
プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし		
プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	◎	
高度基本防災意識を都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	◎
			気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
(3)安全・安心な公園とするための取組み	公園施設の適切な点検と維持・更新	○		
環境負荷の少ない公園づくり	○			
継承する公園環境を次世代に	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再整備	◎
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎	
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			ヘブンアーティスト、野外劇場などへの場の提供	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施
		都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○	
	(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎	
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

資料2 井の頭恩賜公園に関する資料

(1) 公園の沿革

大正2年12月 1913年	日本最初の郊外公園として決定される。 御下賜 696,245 坪（内 8,980 坪は、井の頭学校、現在の井の頭自然文化園に使用）買収 5,495 坪 58、寄附 896 坪、神社共用地 896 坪、池 13,672 坪
大正6年5月 1917年	東京市告示 51 号により、開園。（38.4ha）
大正10年 1921年	水泳場（池の水を使用）及び児童用徒渉池（丸池）竣功
大正14年5月 1925年	文化財として指定（神田上水水源地旧跡として）
昭和4年7月 1929年	ボート場開設
昭和8年7月 1933年	水泳場（25m、深さ 1m～2.5m）及び徒渉池（子供プール）を新設。 従来の水泳場を廃止
昭和9年5月 1934年	小動物園開設
昭和10年5月 1935年	中之島淡水魚生水館（現水生物館）新設。建坪 78 坪
昭和17年5月 1942年	井の頭自然文化園開設（約 32,500 坪）
昭和19年 1944年	第二次世界大戦中、木材資源不足のため、池畔の杉林（樹齢約 80 年約 15,000 本）を伐採し供出
昭和31年3月 同年11月 1956年	西部公園緑地事務所落成 池の北側池畔に野外ステージ完成
昭和32年12月 1957年	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定。（40.13ha）
昭和41年10月 1966年	井の頭公園内水生物園裏門脇に井の頭公園管理所完成。
昭和42年12月 1967年	西部公園緑地事務所庁舎完成。
昭和48年3月 1973年	西園地区買収。
昭和49年6月 1974年	東京都告示第 569 号により、開園。（33.8ha） 有料施設として西園に競技場 1 面、庭球場 6 面、バードサンクチュアリーを開設。
昭和50年5月 1975年	昭和 49 年度で改築した水生物館を開設。
昭和54年1月 1979年	三鷹市告示第 59 号により、井の頭第二公園として都市計画決定。 （1.60ha）
昭和54年3月 1979年	「井の頭池遺跡群」が都指定文化財の史跡に指定
昭和56年6月	東京都告示第 613 号により、追加開園。（35.5ha）

1981年	
昭和57年9月	東京都告示第950号により、追加開園。(35.5ha)
1982年	
平成3年3月	池の補給水源として、浅井戸1基設置。
1991年	再生基本構想調査
平成4年度	七井橋及び狛江橋の架け替え、池畔園路を石畳の道として整備。
1992年度	
平成5年度	池の補給水源として、浅井戸1基設置。
1993年度	
平成9年2月	東京都公園審議会より、井の頭恩賜公園の拡張整備計画 審議。
1997年	(答申)
平成13年	東京都景観条例により公園が「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められた。
2001年	
平成13年10月	三鷹市立アニメーション美術館(三鷹の森ジブリ美術館)開館。
2001年	
平成14年4月	井の頭自然文化園が多摩動物公園に管轄移管。
2002年	
平成20年	東京都景観計画により景観重要公共施設(景観重要都市公園)に位置づけられる。
2008年	
平成24年	第29回全国都市緑化フェアを開催
2012年	
平成25年度	井の頭池かいぼり実施
2013年度	
平成26年4月	西園追加開園 6,745.14 m ²
6月	〃 7,610.52 m ²
9月	〃 8,887.65 m ²
2014年	
平成27年度	井の頭池かいぼり実施
2015年度	
令和29年度	開園100周年、井の頭池かいぼり実施
2017年度	

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・本公園周辺は、武蔵野台地の南東寄りに位置し、武蔵野東部では最も大きい谷のひとつである神田川の谷頭にあたる。
- ・本公園の植生は、武蔵野台地の雑木林と、明治時代に水源涵養のために周辺にスギ・ヒノキの植林を施したものが、減少したものの現在まで残っている。

2) 社会的環境

- ・本公園の北側にJR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅、園内に京王井の頭線井の頭公園駅があり、交通の便が良い。
- ・公園周辺は、吉祥寺駅を中心に都市化が進んでおり、マンション等の高層住宅も多い。
- ・周辺の土地利用は、かつては田畑の広がる農村地帯であったが、現在では住宅が建ち並び、幹線道路沿いには高層マンションが建設されている。

(3) 主要施設の概要

①井の頭池

東西に伸びる広大な池。善福寺池、三宝寺池と並び豊富な水量と優れた水質を有していた井の頭池は、かつての湧水口が7カ所あったことから「七井の池」とも呼ばれていた。七井橋の上からは、四季折々に装いをかえる井の頭池の景色を眺めることができる。

②池畔のサクラ

池の周囲には約250本のサクラがあり、池の上に枝を広げている。池の水に映える満開のサクラ、そして花吹雪が水面に散り敷く様は見事である。

③雑木林

御殿山の台地にあるソロ、ナラ、クヌギを中心にした雑木林。空に向かって枝を広げた木々の下に木と土の香り豊かな空間が広がり、四季を通じて散策やピクニック、憩いの場として親しまれている。

④梅園

御殿山の東南斜面には、こぢんまりとした梅園がある。日当たりが良いため、他に先がけて花が咲き、春を待ちかねた人々が花を求めて訪れる。そうした人気に応え、昭和59年に30本、同60年には50本のウメを新たに植栽した。

⑤お茶の水

井の頭池の西端はうっそうとした木立に囲まれており、ここから清水が湧き出ている。江戸時代に著わされた「江戸名所図会」によると、徳川家康がこの地を訪れた際に、池の水を点じたところからお茶の水の名が付いたとされている。かつては、御殿山台地の地下水が湧き出していたが、今は約150mの井戸を掘ってポンプで汲みあげている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

・運動施設

年間使用率 (%)

施設名			3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
テニス (人工芝)	昼間	平	97.4	97.8	89.8	92.6	93.4
		休	99.7	99.4	98.8	99.2	99.1
	夜間	平	89.6	98.9	79.5	80.5	78.8
		休	100	100	100	97.9	96.6
野球	昼間	平	59.1	60.6	60.2	51.6	59.2
		休	93.8	99.2	95.1	96.9	97.3
	夜間	平	58.3	0	30.9	51.9	53.3
		休	100	0	100	76.9	100

注) 平：平日、休：土日祝日

2) 公園占用の状況

(件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	14	39	43	51	52
映画等の撮影	17	31	67	93	140
その他	18	26	50	61	85

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間
イベント	1	ちょこっとウォッチング	11月～3月
	2	チョコっとかいぼり隊	2月
	3	井の頭アートマーケット	10月
	4	移動図書館	隔週水曜日
	5	吉祥寺こどもの家運動会	10月
	6	井の頭保育園運動会	10月
	7	スタンプラリーイベント	11月
	8	国連広報活動	3月

4) 主な活動団体 (令和3年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
井の頭かんさつ会	自然観察会の開催・外来生物駆除・モニタリング	22
あか井の	ガイド、イベントへ参画、整備作業、講師派遣	18
井の頭かいぼり隊	水生生物モニタリング、外来生物駆除、水辺保全	58
(特非) 生態工房	植生の維持管理、外来生物駆除、水辺保全、環境学習	11